

平成 15 年中、従業員（平成 16 年 1 月 1 日現在で鳥取市に住所のある人）に給与の支払いをした会社や個人商店などの事業主は、2 月 2 日（月）までに給与支払報告書を市民税課へ提出してください。（平成 15 年中の中途退職者の給与支払報告書も提出してください。）



【市・県民税】

給与支払報告書の提出

この給与支払報告書に基づいて、平成 16 年度の市・県民税額の計算や平成 15 年分所得証明書などの各種証明書の発行を行います。提出が遅れると、納税通知書の発送が遅れたり、各種証明書の発行ができなくなります。また、給与支払報告書の記載内容（氏名、生年月日、支払金額、控除内訳など）に誤りがあると、市・県民税額や各種証明書も誤ったものになります。内容に誤りがあった場合は再提出してください。

■問い合わせ先 市民税課 (☎ 20-3125)

保険証の加入・喪失の届け出はお早めに



「職場の医療保険（健康保険、船員保険など）に加入している人」と、「生活保護を受けている人」以外のすべての人は、現在住んでいる市町村の国民健康保険に加入しなければなりません。

会社などを退職して職場の医療保険の資格がなくなった場合などは、直ちに国保加入の義務が生じます。2 週間以内に入入手続きをしてください。国保への加入届け出が遅れると、保険料は届け出の時点ではなく、資格取得の時点までさかのぼって計算されるため、一度に負担がかかります。早めに届け出をしてください。

なお、退職後 20 日以内であれば、任意継続制度の利用ができる場合もあります。どちらを選択すればよいかなどの相談もお受けします。

そのほか、すでに他の医療保険に加入していながら国保の資格喪失届をしていない人は、早めに届け出をしてください。

■問い合わせ先 保険年金課 (☎ 20-3203)

公的年金等の源泉徴収票は大切に

老齢基礎年金などの受給者全員に対して、1 月末日までに社会保険業務センターから「平成 15 年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

年金以外の所得がある人、二つ以上の年金を受けている人などが確定申告をされる時は、「源泉徴収票」が必要となります。

「源泉徴収票」が届いたら大切に保管しましょう。

万が一紛失したときは、社会保険事務所で再交付の申請をしてください。

■問い合わせ先

▷ 鳥取社会保険事務所 (☎ 27-8311)

▷ 保険年金課 (☎ 20-3205)



■法律相談

とき 2 月 16 日（月）午後 1 時～4 時
ところ 市役所本庁舎 6 階第 4 会議室
定員 8 人（先着順）
予約受付 2 月 5 日（木）午前 8 時 30 分～
申し込み先 市民参画課 (☎ 20-31558)



■行政相談

とき ▽ 2 月 5 日（木）／午後 1 時 30 分～4 時 ▽ 2 月 17 日（火）／午後 1 時～3 時 ▽ 2 月 23 日（月）／午後 1 時 30 分～4 時
ところ ▽ 5 日／市役所 1 階市民談話室 ▽ 17 日／さざんか会館 ▽ 23 日／トスク本店インフォメーションルーム
問い合わせ先 鳥取行政評価事務所 (☎ 24-5541)

■女性なんでも相談

対象 女性
相談内容 ▽ 子育てに関する

■あんしん介護相談員

介護サービスの利用者を対象に介護相談員を派遣していただきます。サービスに対する不安や不満、疑問などお気軽にご相談ください。

問い合わせ先 高齢社会課 (☎ 20-3173)

■交通事故相談

こと ▽ 法律に関すること（セクハラ・離婚など法律的な問題） ▽ 一般（健康・家族・職場や近所での人間関係など）
相談日 子育て・一般／2 月 10 日（火）、14 日（土）午後 1 時～3 時 ▽ 法律／2 月 10 日（火）午後 1 時～4 時、2 月 26 日（木）午前 9 時～正午
ところ 輝きらなんせ鳥取（福祉文化会館内）
予約受付 1 月 20 日（火）午前 8 時 30 分～（先着順）
申し込み先 男女共同参画センター (☎ 24-2704)

相談日 平日の午前 9 時から午後 5 時まで（土・日曜日・祝日は休み）
ところ 鳥取自動車保険請求相談センター (☎ 24-4233)
※弁護士による無料相談あり

ポリタンクなどの海岸漂着物にご注意を

この季節になると、季節風に乗ってポリタンクなどの容器類が海岸に漂着することがあります。容器の中には、有害な物質が入っている場合も考えられるため、不用意にふたを開けたり、持ち帰ったりしないよう、取り扱いには十分にご注意ください。もしも、このようなものを見つけた場合には、危機管理室までご連絡ください。

問い合わせ先 危機管理室 (☎ 20-3118)